

農薬販売の手引き

青森県

農薬の販売や取扱については、「農薬取締法」や「毒物及び劇物取締法」等の関係法令により厳しく規制されています。農薬の適正な流通や農薬使用者の事故防止のために、次の事項を守ってください。

1 届出（農薬取締法第十七条）

農薬を販売（授与も含む）する者は、販売所ごとに知事に届け出なければなりません。

なお、特定農薬に指定されたものを農薬として販売（専ら特定農薬を製造、加工、輸入する者も含む）する場合も届出が必要です。

（1）届出の種類等

届出事由 【提出期限】	届出の種類	添付書類
①新規に販売を開始する場合 【販売を開始する日まで】 ②販売所を増設した場合 ③事業の法人化 ④法人の合併 【増設・法人化・合併の日から 2週間以内】	農薬販売届 (様式1 = <u>2部提出</u>)	①法人の場合:定款又は登記簿謄本 個人の場合:住民票 ②販売所所在地略地図 ③営業概要書 ④毒物劇物販売業登録票の写し (毒物劇物の取扱がある場合) (提出部数:各1部)
届出内容に変更を生じた場合 ①届出者氏名、住所の変更 ②販売所名称、住所の変更 ③法人の組織の変更 【変更の日から2週間以内】	農薬販売変更届 (様式2 = <u>2部提出</u>)	①販売所所在地略地図 (販売所の住所変更の場合) ②定款又は登記簿謄本の写し (法人の場合) (提出部数:各1部)
農薬の販売を廃止した場合 【廃止の日から2週間以内】	農薬販売廃止届 (様式3 = <u>2部提出</u>)	

（2）届出先

〒030-0113 青森市第二問屋町4-11-6

青森県病虫害防除所

TEL 017-729-1717 FAX 017-729-1900

2 農薬の取扱い

(1) 農薬の販売の制限・禁止（農薬取締法第十八条）

農薬の販売者は、

- ① 登録番号（農林水産省登録第〇〇〇〇号）など法の規定する表示のある農薬
- ② 特定農薬（平成15年3月施行：地場で採取された天敵、エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）、重曹及び食酢）以外の農薬を販売することができません。

また、安全性などに問題があり、省令で販売禁止農薬として定められた農薬を販売することはできません。

《販売禁止農薬（省令第11号）》

リンデン、DDT、エンドリン、ディルドリン、アルドリノ、クロルデン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、TEPP、メチルパラチオン、パラチオン、水銀剤、2, 4, 5-T、砒酸鉛、シヘキサチン、ダイホルタン、PCP、CNP、PCNB、ケルセン、ペンタクロロベンゼン、アルファー一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン、ベータ一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ベンゾエピン

(2) 虚偽の宣伝等の禁止（農薬取締法第二十一条）

農薬の販売者は、農薬の有効成分の含量やその効果について虚偽の宣伝をしたり、登録を受けていない農薬を登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはいけません。

(3) 登録を受けていない非農耕地専用と称する除草剤の表示（農薬取締法第二十二条）

登録を受けていない非農耕地専用と称する除草剤については、

- ① 容器又は包装に「農薬として使用することができない」旨の表示
- ② 販売所ごとに公衆の見やすい場所に当該除草剤を「農薬として使用することができない」旨の表示をすることが義務づけられました。（平成16年6月施行）

当該除草剤を販売する際は、「農作物等に使用すると罰せられる」旨の表示をしたり、購入者にその旨を説明する必要があります。

また、農薬の陳列場所と明確に区分するなどの配慮も必要です。

(4) その他

- ① 最終有効年月を過ぎた農薬は、その品質の変成などによって効果が十分に得られなかったり、農作物や人畜に対して思わぬ被害を与える可能性があるため、販売しないでください。
- ② 農薬の保管・管理については、次のことなどに注意してください。
 - ア 農薬と他の物（食品、餌等）とは区別して保管する
 - イ 毒物及び劇物は関係法令で定められている表示をして保管する
 - ウ 直射日光を避け、冷涼な場所で保管する
 - エ 粉剤や水和剤は、地面や床に直接置かない
 - オ 火気注意、火気厳禁等と表示されているものは、火気を避けて保管する
- ③ 運搬中の事故、盗難などがあつた場合は、速やかに警察署などの機関に届け出てください。

3 帳簿の備え付け及び記載 (農薬取締法第二十条)

(1) 記載事項

- ① 販売者は、帳簿の備え付けが義務づけられています。
また、帳簿には、農薬の種類別に次の事項を記載しなければなりません。
- ア 一般農薬（普通物農薬）：譲受（仕入）数量及び譲渡（販売）数量
 - イ 水質汚濁性農薬（指定農薬）：譲受（仕入）数量及び譲渡先別譲渡（販売）数量
 - ウ 特定毒物・毒物・劇物農薬：譲受（仕入）数量及び譲渡先別譲渡（販売）数量
(↳毒物劇物譲渡書でも可)
- ② 帳簿は、商法で要求されているものを兼用してもかまいません。

《水質汚濁性農薬》		
有効成分	商 品 名	毒性
C A T	シマジン、シマジン粒剤1、シマジン粒剤2(失効)、シマジン IPC 水和剤(失効)、シマジンフロアブル	普通物

(2) 保存年限

少なくとも3年間は保存が義務づけられています。(毒物・劇物は5年間)

4 販売窓口における助言

- (1) 平成14年12月に改正された農薬取締法では、農薬の販売、使用、その他の遵守義務違反について大幅に罰則が強化されました。

区 分	罰 則 (法人)
製造・輸入・販売	懲役3年・100万円(1億円)以下
使用	懲役3年・100万円以下
虚偽の宣伝	懲役3年・100万円以下
届出・検査票・帳簿	懲役6ヵ月・30万円以下
登録票その他	30万円以下

- (2) 特に、農薬使用基準が設けられ、違反した場合は使用者も罰則の対象となることになりました。このため、農薬の販売窓口となる販売者の購入者への助言は、大変重要となります。
- (3) 農薬購入者が誤って使用することがないように、農薬登録時に定められた基準（適用作物、単位面積当たりの使用量の最高限度又は希釈倍数の最低限度、使用時期、総使用回数）を遵守するよう適切に助言してください。
- (4) また、農薬の登録内容は随時変更になることから、販売者は常日頃から最新の農薬情報を得るよう努力してください。

◎農林水産省「農薬コーナー」のホームページ <http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

◎(独)農林水産省消費安全技術センター(FAMIC) <http://www.famic.go.jp/>

(様式1)

農 薬 販 売 届

年 月 日

青森県知事 殿

住所 〒

氏名 印

(法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名)

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 販売所の所在地及び名称
住所 〒
氏名 (名称)

(様式1)

(記入例)

同様のものを二部提出

農 薬 販 売 届

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

届出日を記載

青森県知事 殿

住所 〒 000-0000

〇〇市〇〇〇〇町〇〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇



(法人の場合にあつてはその名称及び代表者の氏名)

個人の場合は氏名と認め印

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地及び名称

住所 〒 000-0000 〇〇市〇〇〇〇町〇〇

氏名 (名称) 〇〇店

(販売所が複数の場合)

1 販売所の所在地及び名称

住所	名称	受理番号
〒 000-0000 〇〇市〇〇〇〇町〇〇	〇〇支店	
〒 000-0000 〇〇市〇〇〇〇町〇〇	〇〇支店	

注1) 販売所が複数あり、用紙が複数項にわたる場合は、同様の様式で作成して下さい。

注2) 各販売所毎に、この販売届又はその写しを備え付けるようにして下さい。

注3) 受理番号はこちらで記入する欄ですので空欄にして下さい。

(様式2)

農 薬 販 売 変 更 届

年 月 日

青森県知事 殿

住所 〒

氏名

印

(法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名)

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更した年月日
- 2 変更した事項 (新・旧対比できるよう記載)
- 3 変更に係る販売所名及び受理番号

(様式2)

(記入例)

同様のものを二部提出

農 薬 販 売 変 更 届

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

届出日を記載

青森県知事 殿

住所 〒 000-0000

〇〇市〇〇〇〇町〇〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

(法人の場合にあつてはその名称及び代表者の氏名)

個人の場合は氏名と認め印



農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 変更した年月日

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

2 変更した事項 (新・旧対比できるよう記載)

代表者氏名 (新) 青森 太郎

(旧) 南部 二郎

販売所所在地 (新) 〒 000-0000 〇〇市〇〇〇〇町〇〇

(旧) 〒 000-0000 〇〇市〇〇〇〇町〇〇

3 変更に係る販売所名及び受理番号

第〇〇〇〇号 〇〇店

第〇〇〇〇号 〇〇店

受理番号



注1) 受理番号とは販売届の受理印の番号をいいます。

注2) 販売所が複数あり、用紙が複数項にわたる場合は、同様の様式で作成して下さい。

注3) 各販売所毎に、この販売変更届又はその写しを備え付けるようにして下さい。

(様式3)

農薬販売廃止届

年 月 日

青森県知事 殿

住所 〒

氏名

印

(法人の場合にあつてはその名称及び代表者の氏名)

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日
- 2 廃止した販売所及び受理番号
- 3 廃止した理由

(様式3)

(記入例)

同様のものを二部提出

農薬販売廃止届

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

届出日を記載

青森県知事 殿

住所 〒 000-0000

〇〇市〇〇〇〇町〇〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

(法人の場合にあつてはその名称及び代表者の氏名)

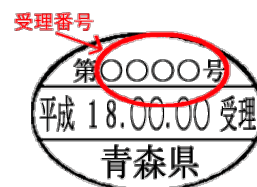
個人の場合は氏名と認め印



農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日
平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
- 2 廃止した販売所及び受理番号
〇〇店 第〇〇〇〇号
- 3 廃止した理由
農薬の販売を中止したため



注1) 受理番号とは販売届に押された受理印の番号をいいます。

注2) 販売所が複数あり、用紙が複数項にわたる場合は、左綴じで作成して下さい。

営業概要書 (1 頁目)

1. 販売所の連絡先

販売所名	取扱責任者	電話番号	FAX 番号

(注：販売届に記入した全ての店舗について記載すること)

2. 届出に関する連絡先 (※欄は必ず記入してください。)

所属・氏名	※
住所	(〒) ※
電話番号	※
FAX 番号	※
E-Mail	

(注：複数の支店を有する販売店については、その窓口となる部署を記載すること)

3. 販売所の業種内容 (当てはまる項目に○を記入して下さい。複数回答、主要業種に◎印を)

農協	農薬卸商	農薬小売商	肥料資材店	農機販売店	種苗店	生花造園店
薬局・薬店	ホームセンター	スーパーマーケット	小規模雑貨店	その他 (業種を記入する)		

店舗外販売の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (場所:)
インターネット販売の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (アドレス:)

(注：店舗外販売とは、青空市や催事会場などの店舗外にて出張販売を行うことです。)

4. 特定毒物・毒物・劇物農薬の取扱い (取扱いの有無をチェックして下さい。)

取扱いの有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (毒劇物取扱責任者氏名:)
--------	--

5. 水質汚濁性農薬(指定農薬)の取扱い (取扱いの有無をチェックして下さい。)

取扱いの有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (下表の取扱う商品名をチェックしてください)
--------	--

区分	取扱い商品名
普通物	<input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> シマジンフロアブル <input type="checkbox"/> シマジン粒剤 1

注意事項	<p>毒物・劇物農薬のほか、水質汚濁性農薬(指定農薬)の普通物についても、仕入数量及び譲渡先別の販売数量の記録が義務づけられています。必ず帳簿を作成して保存管理してください。</p> <p>なお、これまで水質汚濁性農薬であったデリス剤 (失効) およびマリックス剤 (失効) の在庫品は返品回収の対象となっています。</p>
------	--

営 業 概 要 書 (2 頁目)

6. 特定農薬(特定防除資材)の取扱い (取扱いの有無をチェックして下さい。)

取扱いの有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (特定農薬名：)
--------	---

7. 取扱農薬の概要

区分	農薬名
特定毒物 (全て記載)	
毒物 (全て記載)	
劇物 (主なもの)	
普通物 (主なもの)	
特定農薬 (全て記載)	

営業概要書 (1 頁目)

(記入例)

1. 販売所の連絡先

販売所名	取扱責任者	電話番号	FAX 番号
〇〇店	〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇店	〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇店	〇〇〇〇	000-000-0000	000-000-0000

(注: 販売届に記入した全ての店舗について記載すること)

2. 届出に関する連絡先 (※欄は必ず記入してください。)

所属・氏名	※ 〇〇株式会社 総務課 〇〇〇〇
住所	(〒 000-0000) ※ 〇〇市〇〇〇〇町〇〇
電話番号	※ 000-000-0000
FAX 番号	※ 000-000-0000
E-Mail	abcdefg@hijk.co.jp

(注: 複数の支店を有する販売店については、その窓口となる部署を記載すること)

3. 販売所の業種内容 (当てはまる項目に○を記入して下さい。複数回答、主要業種に◎印を)

農協	農薬卸商	農薬小売商	肥料資材店	農機販売店	種苗店	生花造園店
(森林組合含む)			○			(フラワーショップ 含む)
薬局・薬店	ホームセンター	スーパーマーケット	小規模雑貨店	その他 (業種を記入する)		
(ドラッグストア含む)			◎	(農薬販売例: 燃料店、米穀精米点、直売所など)		

店舗外販売の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (場所:)
インターネット販売の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (アドレス:)

(注: 店舗外販売とは、青空市や催事会場などの店舗外にて出張販売を行うことです。)

4. 特定毒物・毒物・劇物農薬の取扱い (取扱いの有無をチェックして下さい。)

取扱いの有無	<input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 有り (毒劇物取扱責任者氏名:)
--------	---

5. 水質汚濁性農薬(指定農薬)の取扱い (取扱いの有無をチェックして下さい。)

取扱いの有無	<input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 有り (下表の取扱う商品名をチェックしてください)
--------	---

区分	取扱い商品名
普通物	<input checked="" type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> シマジンフロアブル <input type="checkbox"/> シマジン粒剤 1

注意事項	<p>毒物・劇物農薬のほか、水質汚濁性農薬(指定農薬)の普通物についても、仕入数量及び譲渡先別の販売数量の記録が義務づけられています。必ず帳簿を作成して保存管理してください。</p> <p>なお、これまで水質汚濁性農薬であったデリス剤(失効)およびマリックス剤(失効)の在庫品は返品回収の対象となっています。</p>
------	--

営業概要書 (2 頁目)

(記入例)

6. 特定農薬(特定防除資材)の取扱い (取扱いの有無をチェックして下さい。)

取扱いの有無	<input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 有り (特定農薬名を記載してください)
--------	---

7. 取扱農薬の概要

区分	農薬名
特定毒物 (全て記載)	取り扱いなし、あるいはテンエイティ、ホストキシン等 (取扱のある農薬 (特定毒物) について全て記載する)
毒物 (全て記載)	プリグロックス L 乳剤等 (取扱のある農薬 (毒物) について全て記載する)
劇物 (主なもの)	ダイシストン粒剤、フォース粒剤、クロルピクリンくん蒸剤等 (販売額が多い、または多いと予想される農薬 (劇物) について記載する)
普通物 (主なもの)	スミチオン乳剤、トップジン M 水和剤等 (販売額が多い、または多いと予想される農薬 (普通物) について記載する)
特定農薬 (全て記載)	エチレン、重曹、食酢等 (農作物管理や病虫害防除等を目的に販売する資材を記載する)

参考)



←特定農薬 (エチレン、食酢、重曹、地場の天敵、次亜塩素酸水)を除く、全ての農薬には、左の写真のように「農林水産省登録第〇〇〇〇〇号」と登録番号が記載されています。



←毒物劇物は、左の写真のように、劇物にあつては「白地」に「赤文字」で医薬用外劇物の表示、毒物にあつては「赤地」に「白文字」で医薬用外毒物の表示があります。普通物と区別して保管管理してください。